

平成24年3月19日

入札（見積）参加業者 各位

航空自衛隊秋田救難隊
契約担当官



同等品で対応される場合の手続きについて

入札（見積）内訳書に「**同等以上のもの（他社の製品を含む。）**」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品目（以下、「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行ってください。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

2 同等品審査の方法

同等品確認申請される方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」（別添）に、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計班契約係へ提出してください。

なお、「同等品確認申請書」は、下記照会先又は航空自衛隊秋田救難隊ホームページ調達情報（同等品確認申請書.xls）にて配布又は公開しております。

3 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認申請書」については、同申請書の「判定等」欄に、可否の審査結果を記入したものを電話又はFAXにて通知致します。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、下記照会先までお問い合わせ願います。

照会先 : 〒010-1211
秋田県秋田市雄和椿川字山籠23-26
航空自衛隊秋田救難隊 会計班契約係
TEL: 018-886-3320 (内線254)
FAX: 018-886-3320